

大公審答申第 35 号
平成 19 年 7 月 25 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 麻 生 昭 一

個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成 19 年 6 月 12 日付け高齢福第 822 号で諮問のありました大分県個人情報保護条例（平成 13 年大分県条例第 45 号）第 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項については、審議の結果妥当な内容と認めます。

番号	事務の名称 (担当課)	個人の類型	収集する 個人情報	収集先	本人以外の者から収集する 理由又は必要性
1	敬老祝品贈与事務 (高齢者福祉課)	満77歳、 88歳、9 9歳、10 0歳を迎え る者	氏名、性 別、生年 月日、電 話番号、 世帯主	県内市町 村長	贈与対象者を特定するた めには、個人情報を正確に 把握する必要があるが、本 人から収集したのでは、多 大な労力と本人負担がかか る上、正確性も確保できな い。このため、必要な個人 情報を保有している市町村 から収集し、事務の効率化 及び本人の負担の軽減を図 る。